

施設基準により院内掲示する手術の件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

実施期間：2024年1月1日～2024年12月31日

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	75件
イ	黄斑下手術等	140件
ウ	鼓室形成手術等	21件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	23件
イ	水頭症手術等	156件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4件
エ	尿道形成手術等	2件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	5件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術の件数(胸腔鏡下・腹腔鏡下手術関連)

45件

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支線装置を用いるもの)	119件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した前年の実績

83件